

# 平成22年生駒市教育委員会第3回定例会会議録

1 日 時 平成22年3月29日(月) 午後2時～午後2時35分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

## 3 審査事項

- (1) 臨時代理につき承認を求めることについて  
(生駒市社会教育委員の委嘱について)
- (2) 平成22年生駒市議会(第1回)定例会提出議案の結果について
- (3) 生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について
- (5) 生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 生駒市立学校医の委嘱について
- (7) 生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免について

## 4 出席委員

委員長 中井公人 委員 平本重次  
教育長 早川英雄

## 5 欠席委員 委員(委員長職務代理者) 村田浩子

## 6 事務局職員出席者

教育総務部長	大津輪 幹 夫	生涯学習部長	長 田 二 郎
教育総務課長	峯 島 妙	教育指導課長	西 井 久 之
人権教育課長	中 谷 博 明	生涯学習課長	奥 村 直 幸
中央公民館長	生 田 敏 史	芸術会館長	行 元 政 樹
南コミュニティセンター館長	上 埜 秀 樹	北コミュニティセンター館長	奥 田 好
図書館館長	中 村 正 博	スポーツ振興課長	中 井 宏
教育指導課課長補佐	井 上 廣	教育指導課指導主事	松 田 由 起 子
学校給食センター副所長	平 田 治 樹	生涯学習課課長補佐	西 野 敦
スポーツ振興課課長補佐	吉 岡 秀 高	教育総務課(書記)	楠 下 崇 子
教育総務課(書記)	村 田 充 弘		

## 7 傍聴者 なし

午後 2 時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成 22 年生駒市教育委員会第 3 回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第 1、前回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午後 2 時から午後 5 時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第 3 回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 2 時から午後 5 時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 3、諸般報告です。  
4 月の行事予定について、教育総務課、峯島課長、お願いします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、奥村課長、お願いします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 4、報告第 3 号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）を議題といたします。  
生涯学習課、奥村課長から説明を受けます。

○奥村課長：日程第4、報告第3号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）をご説明いたします。

議案書1ページから3ページをお願いいたします。

本件につきましては、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2項の規定に基づき、選出母体のご推薦等によりまして1ページから3ページまでの14名の皆様を社会教育委員として委嘱するものでございます。

なお、委嘱期間は平成22年3月26日から平成24年3月25日までの2年間でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第3号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、報告第4号、平成22年生駒市議会（第1回）定例会提出議案の結果についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長、お願いします。

○峯島課長：日程第5、報告第4号、平成22年生駒市議会（第1回）定例会提出議案の結果につきまして、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第1項の規定により、ご報告いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

先月の教育委員会定例会でご説明いたしましたように、教育委員会に係る議案は、2件ございまして、3月9日開会の本会議で上程され、いずれも委員会付託案件となり、3月17日の環境文教委員会で審議されました。

その結果、原案のとおり可決いただき、3月25日再開の本会議においても原案のとおり可決されました。以上でございます。

○中井委員長：ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、皆様からご質問等ございませんか。

それでは、報告のとおり了承いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、報告第4号、平成22年生駒市議会（第1回）定例会提出議案の結果については、報告のとおり了承することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、議案第6号、生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

教育総務部、大津輪部長、お願いします。

○大津輪部長：それでは、ただ今議題となっております、日程第6、議案第6号、生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の5ページと資料2の新旧対照表をお願いいたします。

本件につきましては、前回2月の定例教育委員会で教育委員さんのご意見をお伺いした組織改正についてでございます。

市の組織改正については、去る3月市議会に条例改正議案が提出されたところ、3月25日の本会議で否決となりました。しかしながら、規則による改正につきましては、市長部局も合わせて予定通り改正することですので、教育委員会といたしましても、今回、規則改正をお願いするものです。

新旧対照表の1ページでございますが、教育総務部では人権教育課を廃止し、市長部局の人権施策課と統合いたしますので、現在4課のところを3課体制となります。

生涯学習部では、現在6課体制ですが、施設管理課を設けて各館を施設にすることで4課体制となり、両部合わせて3課の減ということになります。

なお、生涯学習課には新たに事業推進係、また施設管理課には施設運営係、また図書館会館では各施設の図書館部分を各係として設けるということでございます。

次に新旧対照表の5ページでございますが、生涯学習課に新たに設ける事業推進係については、成人教育事業の企画及び運営に関すること、課が行う生涯学習関連事業との連携に関すること、施設管理課の所管に属する施設の事業の企画及び運営に関することを事務分掌として定めるものでございます。

次に、新たに設ける施設管理課の事務分掌でございますが、施設運営係を設けまして、課の所管に属する施設の維持管理に関する総合的な調整及び対策に関すること、高齢者教育の企画および運営に関することを所管するものでございます。

次に8ページの図書館会館の事務分掌でございますが、現在の管理係、図書係に加えまして、図書館南分館係、図書館北分館係、中央公民館図書室係の3係を新たに設けまして、図書館会館でそれぞれの館の図書館部分の事務を行うものでございます。

最後の11ページでございますが、これまでは、中央公民館、南コミュニティセンター、北コミュニティセンターにそれぞれ課長職の館長を配置しておりましたが、今回の改正により、施設長として課長補佐級の館長を置くという改正でございます。

改正の内容は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第6、議案第6号、生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第7、議案第7号、生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について、日程第8、議案第8号、生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、一括議題といたします。

スポーツ振興課、中井課長、お願いいたします。

○中井課長：それでは、日程第7、議案第7号及び日程第8、議案第8号を一括してご説明申し上げます。

まず、生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定についてでございますが、議案書12ページと資料3-1をご参照ください。

本件につきましては、平成21年9月の生駒市議会第5回定例会にて可決いただきました、別紙資料3-1の生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の第3条に定めがございます、生駒市井出山屋内温水プールにかかる規定でございますが、この施行期日が附則第1項第2号にございますように、教育委員会規則で定める日と規定されておりますことから、一般市民を対象とした有料での井出山屋内温水プールの開設日を5月1日といたしましたことから、施行期日を平成22年5月1日とするものでございます。

続きまして、生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてをご説明申し上げます。議案書の13ページと資料3-2の新旧対照表をご覧ください。

本件につきましては、改正条例の施行に伴いまして、生駒市体育施設条例施行規則を整備するものでございます。

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の第2条（主に利用料金対象施設に関する規程）及び同第3条（井出山屋内温水プールに関する規程）の施行期日が、第2条は平成22年4月1日、第3条は教育委員会規則で定める日となっていることから、改正条例の施行に伴い、生駒市体育施設条例施行規則を整備するものでございます。

では、資料3-2をお願いいたします。主な改正点でございますが、生駒市体育施設条例施行規則の第3条第3号におきまして、生駒市井出山屋内温水プールの休館日を定めさせていただいておりますとともに、第4条の2、第4条の3及び第5条の各号におきまして、入場券の交付、月間使用の申請用件、使用許可要件等、生駒市井出山屋内温水プールの使用に関する事項を定めるものでございます。

また、次の別表におきましては、生駒市井出山屋内温水プールの使用時間を規定させていただきますとともに、同じく条例の改正事項となっております、奈良県生駒健民運動場の名称を生駒市健民グラウンドとする改正、並びに健民グラウンド内にございますテニスコートを正式に生駒市体育施設とするため、生駒市健民テニスコートとして追加を行っております。

なお、施行期日につきましては、一部4月1日施行分を除きまして、平成22年5月1日となっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第7号、生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について、日程第8、議案第8号、生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第9、議案第9号、生駒市立学校医の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：日程第9、議案第9号、生駒市立学校医の委嘱について、ご説明いたします。

議案書の18ページをお願いいたします。

本件につきましては、生駒市立学校管理運営に関する規則第18条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

生駒市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱につきましては、生駒市の医師会、歯科医師会、薬剤師会からご推薦をいただき、教育委員会の議決を得まして、2年間の任期で委嘱を行っております。

平成22年度につきましては、昨年3月の定例会で、平成21年度、22年度の2ヶ年の委嘱として議決をいただき委嘱済みですが、議案書にありますように、このたび、一部の学校の学校医について、変更の申し入れがございました。

これを受けまして、平成22年4月1日付けで、浦野圭介氏を学校医（耳鼻科）として委嘱すべく、議決を求めるものです。

なお、参考までに資料4として、学校医等の一覧表を添付しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。  
それでは、本案につきましては原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

- 中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第9、議案第9号、生駒市立学校医の委嘱については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

- 中井委員長：続きまして、日程第10、議案第10号、生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免についてを議題といたします。  
教育総務部、大津輪部長から説明を受けます。

- 大津輪部長：日程第10、議案第10号、生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免について、ご説明申し上げます。

議案書の19ページから21ページをお願いいたします。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

まず、事務局ですが、管理職につきましては、退職者6名を含みます22名の異動がございます。内、昇格者3名、転入者4名、転出者3名でございます。

続きまして、教職員の任免でございますが、校長につきましては、小学校長6名と中学校長2名でございます。内、小学校は6名全員、中学校は1名が昇格でございます。

次に、教頭につきましては、小学校5名、中学校4名でございます。内、小学校の2名が昇格でございます。

その他、市外転出者は、小学校教頭が、2名が昇格の上、転出となっております。

なお、退職者につきましては、小学校長6名、中学校長2名の計8名で、内7名が定年退職となります。

最後に、幼稚園の園長級につきましては、今回、異動はございませんでした。

以上でございます。

- 中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。  
それでは、本案につきましては原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

- 中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第10、議案第10号、生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免については、原案のとおり可決することに決しまし

た。

~~~~~

○中井委員長：本日の審議事項は以上ですが、ほかに連絡事項等、ございませんか。

○平本委員：4月から公民館等の使用料が改正されますが、それに伴って自主学習グループの解散、脱退等、影響は出ていませんか。状況を把握されていますか。

○長田部長：自主学習グループにつきましては、現在、新年度の登録手続きをさせていただいている最中ですが、昨年、自主学習グループ連絡会の方でアンケートを実施されました。アンケートの中身は、各館の利用料の減免措置がなくなっても、引き続き組織をして学習活動を続けていけますかというもので、84%が継続すると回答されました。残りの16%については、完全にやめると回答されたところは少ないのですが、未定と回答されたところもございます。

ただ、例年、年度変わりには1割か2割程度、登録数に増減がありますし、来年度は、移行措置として半額は減免となり、全額ご負担いただくのは平成23年度からですので、担当としては、平成22年度に関しましては、大きな影響は無いのではないかと捉えております。

○平本委員：平成22年度は半額補助もあり、現段階では大きな影響が無いだろうということですが、使用料が上がるということについては、私も市民からいろいろ聞いています。

皆さん会費を集められて活動されているわけですが、受益者負担に一定の理解があっても、全額負担となれば、存続が危ぶまれるグループもあるかもしれません。

事務局は難しい立場にあると思いますが、せっかく自主学習グループを立ち上げて、学習されているのですから、つぶすことの無いようお願いしたいと思います。

○長田部長：まず、自主学習グループの皆様には、再度、受益者負担をいただくことについてご理解いただくことが大切だと考えております。

財政状況が厳しい中、他の自治体では、館を閉めるケースもかなり出てきております。

減免が無くなることで、活動経費は苦しくなると思いますが、自分たちで学習を続けることの必要性についても考えていただきたいですし、例えば講師を呼ぶ回数を減らし、その分、自分たちで学習の成果を確認する機会に代えるなど、工夫しながら継続して活動してもらえたらと思っております。

○中井委員長：私も料金の改定については、いろいろと話を聞きますし、頭を下げているところです。また、私自身も施設を利用することがあります。

受益者負担は致し方ないことだと思いますが、今後も行政としては状況を見守り、市民の声にも耳を傾けながら、市民サービスのあり方について、考えていかねばならない



と思います。

ほかにご意見等ございませんか。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

~~~~~

午後 2 時 3 5 分 閉会